

平成27年度4種リーグ戦 西部地区細部運営要領

平成27年度埼玉県第4種リーグ戦実施要項（以下、「県要項」という。）確認事項10（2）に基づき、西部地区細部運営要領を次のとおり定める。

1 移籍追加登録選手の承認 [県要項10（3）・別紙第1使用方法1⑤関連]

「移籍追加登録選手の詳細」の承認権者は、ブロック責任者とする。

2 同勝点で順位決定が必要な場合の方法 [県要項12（3）関連]

原則として再試合とするが、関係チーム及びブロック責任者が同意し、日程・グラウンド・第3者の審判員の確保が不可能な場合に限り、西部地区運営委員長（地区責任者）の承認を得たうえで、PK方式とすることができる。

なお、再試合の場合の試合時間は40分とし、勝敗が決しないときはPK方式による。

3 エントリー表の提出 [県要項確認事項1（1）・別紙第1使用方法1③関連]

エントリー表は、西部地区の指定する日までに、西部地区運営委員長並びに、各ブロック責任者宛各1部提出する。なお、その後のエントリー表の提出はブロック責任者宛行う。

4 西部地区としての統制事項

（1）4月から10月の間、県実施要項8に定める期日を実施日とするが、西部地区においては、下記期日を実施日とする。

4月12日・4月19日・5月10日・5月17日・6月7日・7月5日・9月6日・
9月13日・10月4日

なお、学校行事等により、参加できないチームが生じ、上記日程が定められない場合は、ブロック内で調整し、地区運営担当委員と協議の上、地区運営委員長の承認を受けたうえ日程を定める。その日程については、4月末日までに確定する。

なお、実施日に学校行事等が判明した場合は、速やかにブロック責任者に報告すること
また、予備日については、事前にブロックごとに定める。

（2）天候その他の事由による中断・中止の場合 [県要項確認事項6 関連]

① 中止については、会場ごとに会場責任者がブロック責任者と調整のうえ決定し、関係チームに連絡する。

② 実施日・予備日とも雨天等により当該節が実施出来なかった場合、ブロック内で調整し、なるべく同月内で実施のこと。なお、スライドは行わず、次節は当初定められた日程で実施する。

③ 試合途中で中断した場合

- ・再開後の試合時間は規定の試合時間の残り時間とする。
- ・再開できない場合は、その時点の得点をもって試合終了とする。

ただし、ブロック責任者、会場責任者及び当該チームが合意のうえ地区運営委員長が承認した場合は、別日程で再試合を行うことができる。

（3）ブロック責任者（チーム）の業務

県制定の『平成27年度埼玉県第4種リーグ戦ブロック責任者の業務』記載の業務を遂行する。
主たる業務は下記のとおり

- ① 各ブロックの連絡調整役として、試合の日程、組み合わせ、審判の割当等を行う。
 - ② ホームチーム及び会場責任チームをはじめ参加全チームの協力を得て円滑な運営に努める。
 - ③ 各チームの最新版のエントリー表原本（別紙第1付紙第2「移籍追加登録選手の詳細」を含む。）
 - ・メンバー表及び審判報告書・運営状況チェック表をリーグ戦終了まで保管する。
 - ④ 県要項別紙第2「報告事項一覧表」に示された次の報告を行う。
 - ・対戦予定：決まり次第その都度：報告先は別途指示
 - ・結果速報：試合終了の翌日中：報告先は別途指示
 - ・第4種選手権大会出場チームの最終版エントリー表（原本）：県要項別紙第2のとおり
 - ・運営状況チェック表：対戦終了の都度記録：県要項別紙第2のとおり
 - ・その他の報告事項：報告先は別途指示
 - ・審判報告書：県要項別紙第2付紙第4「その他の報告事項」①②のとおり
 - ⑤ 有望選手の選考（県要項確認事項10（3））
 - ⑥ 経理会計の処理（県要項確認事項10（3））
- (4) 会場運営責任者（チーム）の業務
- ① 会場責任審判員を指名する。
 - ② 結果速報を当日中にブロック責任者に送付する。（メール又はFAX）
 - ③ 審判報告書（原本）をブロック責任者に送付する。（郵送等）
- (5) 参加チームの義務
- 大会実施のため、参加チームの協力が円滑な運営の条件となる。参加チームは、下記事項を遵守し、日程の厳守・運営に協力のこと
- ① 適任の有資格審判員を2名以上帯同すること（本部による審判証の確認を受ける）
 - ② 学校行事等により、実施日に対戦ができない場合は、速やかにブロック責任者に連絡し、承認を受けて別の日程で対戦することができる。
なお、当該チームは会場確保、日程調整について責任をもってブロック責任者に協力すること
 - ③ 試合予定1週間以降のキャンセルは原則として不戦敗とする。
 - ④ 棄権の場合は事前にブロック責任者に連絡する。ただし、割当審判は履行しなければならない。
 - ⑤ グラウンドの2回以上（基準）の提供、および会場運営責任者を行うことを原則とする。
 - ⑥ 県要項及び本細部運営要領を遵守する。特に、試合当日の正副ユニフォーム、選手証、審判証の携行及び事前の連絡、送付期限の厳守に注意する。

以 上

平成27年4月1日

埼玉西部地区少年サッカー連絡協議会